

青森県都市計画課

2019年3月 第7号発行

本号の内容

- 1. 青森県の今年度の取組み
 - ①景観フォーラム
 - ②あおもり屋外広告タウンミーティング
 - ③環境色彩セミナー
 - 4都市計画研修
- 2. あおもり景観資産向上事業について
 - ①事業内容
 - ②エコロードフェスタ
 - ③景観・観光まちづくりセミナー
- 3. H31の新規事業について
 - ①あおもり景観・観光まちづくり推進事業
 - ②縄文遺跡群周辺景観形成事業

1. 青森県の今年度の取組み

①景観フォーラム

県では、県民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めることを目的として、平成19年度から景観フォーラムを開催しています。今年度は、平成30年6月8日(金)に青森市男女共同参画プラザ AV 多機能ホールにて開催しました。

はじめに、「第10回ふるさとあおもり景観賞」の表彰式が行われ、土木施設部門、公共建築物部門、民間建築物部門、地域づくり活動部門で県内の良好な景観づくりに貢献していると認められる5作品が表彰されました。

次に、株式会社 See Visions 代表取締役の東海林諭宣様より、「ぼくらの、まちの魅力づくり」について、NPO 法人つるおかランド・バンク理事長の阿部俊夫様より「官民連携・鶴岡ランドバンクと相談者のパートナーシップによる 新たな街づくり」について基調講演をして頂きました。

続いて、パネラーとして東海林諭宣様、阿部俊夫様、コーディネーターとして弘前大学大学院地域社会研究科長 北原啓司様をお招きし、「空き家・空き地の景観を元気にするために」をテーマにパネルディスカッションを行いました。



第10回ふるさとあおもり景観賞 表彰式



公共建築物部門 最優秀賞 「はるか夢球場(弘前市)」



パネルディスカッション 「空き家・空き地の景観を元気にする ために」



②あおもり屋外広告タウンミーティング

県では、県・市町村職員の屋外広告物担当者と屋外広告業者が連携して、屋外広告物に関しての意識・情報の共有を図り、より良好な景観づくりを推進していくために平成26年度から「あおもり屋外広告タウンミーティング」を開催しています。

今年度は、平成30年9月17日(月・祝)に青森県屋外広告美術業協同組合の主催(共催:青森県、弘前市後援:国土交通省)で、弘前市において開催しました。

タウンミーティングには、県・市町村職員の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者、弘前大学の学生など2 2 名が集まり、市内のまち歩きやワークショップを行いました。

ワークショップでは、まち歩きで見た屋外広告物を行政、屋外広告業者、学生それぞれの視点から、良好な屋外広告物や城下町に相応しい景観とは何かなどについて意見を出し合って情報を共有し合いました。

『青森らしい美しい広告景観』を進めていくための意見交換が行われ、「地域全体の意識づけ」や「業者からの情報提供・行政の指導等の連携」などといった意見があげられました。



③環境色彩セミナー

県では、良好な景観を形成するにあたって重要な要素となる「色彩」について、専門知識の習得を図るため、「環境色彩セミナー」を県・市町村職員及び民間建築・建設業者、屋外広告業者を対象に平成15年度から開催しています。今年度は、平成30年10月22日(月)~23日(火)に開催し、のベ18名が受講しました。

日本で唯一の色彩に関する総合的な研究機関である一般財団法人日本色彩研究所常務理事の赤木重文様を講師に迎え、建物等の色彩の計画決定までの基本的な流れを学ぶ研修を行いました。

今年度は、1 日目に演習を含んだ講義を行い、2 日目にまち歩きで見つけた建設物等をシミュレーションの題材として、実際に建設物等の色彩設計の案を検討・作成し、グループ毎に色彩計画のプレゼン発表を行いました。

演習によって実際に体験したことや、まちあるきで色彩を意識することにより、理解が深まったという意見を多く頂きました。





5都市計画研修

県では、県・市町村職員を対象とした、都市計画の実務に必要な知識等を習得するため、日常の業務を円滑に 執行できるように、毎年、都市計画研修を開催しています。

今年度は、平成30年11月19日(月)~20日(火)に開催し、24名が受講しました。

初日の研修では、まず前半に、都市計画課の職員による都市計画に関する基礎知識の習得を目的とした講義を 行い、後半は「60年後の都市」をテーマにグループワークを行い、都市の将来像を描きました。

2 日目の研修では、新潟県見附市建設課都市計画係長の武石明彦様をお招きし、『「スマートウェルネスみつけ」の実現を目指して』をテーマにご講演頂きました。また、初日の後半に行ったグループワークの続きを行い、初日に描いた都市の将来像をもとに都市構造図を作成し、グループごとに発表を行いました。







講義の様子

グループワークの様子

発表の様子

第12回ふるさとあおもり景観賞

ふるさとあおもり景観賞は、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ、建築物、屋外広告物及び地域づくり活動等を表彰することにより、ふるさと青森の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的に実施するものです。

平成 31年度は第 12回を迎え、**平成 31年 6 月 1 日(土)〜平成 32年 1 月 31 日** (金)の期間で募集します。

皆さまにおかれましても、好きな景観、気になる景観などございましたら、ご応募してみてはいかがでしょうか。詳細につきましては、後日募集チラシを送付させて頂きます。また、過去の受賞作品などは、都市計画課ホームページにてご確認頂けますので、ご覧頂ければ幸いに思います。



2. あおもり景観資産向上事業について

①事業内容

〇青森県の現状と課題

国では、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、インバウンド施策を打ち出しました。この施策の景観行政の取組として、2020年を目途に、全国の半数の市区町村で景観計画を策定することを目標にしています。また、「国立公園満喫プロジェクト」に H28年7月十和田八幡平国立公園が選定されています。

県では、景観行政団体に移行しているのは青森市、弘前市、八戸市、黒石市の4市のみであり、全国の1,786団体中681団体が移行していることに比べ、遅れている状況です。

移行済4市を除く県内36市町村の区域では県条例による規制を行っていますが、広大な県土を規制することから、統一的で緩やかな規制となっています。

外国人観光客の誘客に向けた景観計画策定の法定手続きに あたっては、景観行政団体への移行が前提のため、移行促進が課 題となっています。

一方で、「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田市休屋地区では、廃業した宿泊施設等の廃屋によって景観が悪化してきているといった状況です。



十和田市休屋地区

〇昨年度からの取組

本事業では、十和田市休屋地区において、外国人観光客の誘客を目的として、地域の実情に合わせたきめ細やかで積極的な規制手法を導入し、外国人観光客が日本に求める良好な景観を形成するモデル事業を行います。 モデル事業の取り組み成果を、県内自治体に広く紹介することにより、景観行政団体移行を促します。

景観観光モデル創出事業【環境生活部、観光国際戦略局と連携】

景観観光モデル地区景観等ガイドライン作成(H29, H30)

・ 十和田市休屋地区におけるモデル事業として、外国人観光客が求める良好な景観に配慮した建築物・工作物等・屋外広告物の建築・設置・表示を提案するための規格・デザインを分かりやすく説明するための景観ガイドラインを作成しました。

景観観光モデル創出事業行政連絡会議運営(H29, H30)

・休屋地区において良好な景観が形成されるべく、建築物や工作物等の設置、表示方法について一定の基準を定めるための準景観地区素案や景観ガイドラインの作成に向け、関係機関との相互連携を図りながら現況調査や規制方策の検討を行うことを目的として、景観観光モデル創出行政連絡会議を実施しました。

景観観光フォーラム

景観観光フォーラム(H30)

・ H 2 9 の景観観光モデル創出事業の実績を踏まえ、県内市町村に景観行政団体移行への機運醸成のため県民、市町村等に向けて良好な景観形成が観光に結びつくことの意識啓発を目的とした景観・観光セミナーを開催しました。



②エコロードフェスタ

十和田八幡平国立公園「奥入瀬渓流」は、後世に残すべき自然環境や風景の保全を重要視されると同時に、 県内外から年間約200万人が訪れる観光地として、より一層の観光活性化が望まれています。

平成20年から展開された「奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト」では、観光客や青森県民に自然環境の理解浸透・啓発を図ることで当該地域の永続的な保全と、自然環境を活かした地域復興・観光復興を図ることを目的としており、官民一体となって活動しています。

エコロードフェスタやマイカー交通規制はこの活動の一端として行われており、今年度は平成30年10月25日(木)~28日(日)の期間でマイカー規制が行われ、27日(土)及び28日(日)の2日間でエコロードフェスタが県道路課主催で開催されました



総合案内パンフレット

十和田市では、「十和田湖観光再生行動計画(平成26年3月策定)」に基づいた一の宮周辺の市道の石畳化整備を検討しており、石畳化と車両の交通規制を一体としていることから、今年度のエコロードフェスタにおいて、県や一般社団法人十和田湖国立公園協会、JRバス等と連携して一の宮周辺の交通規制の社会実験を行いました。社会実験では、一の宮への臨時バス停の設置や通行規制、十和田湖マルシェの開催等もあわせて行いました。





青森県基本計画

未来を変える挑戦

〜 強みをとことん、課題をチャンスに〜 Aomori Prefectural Government Master Plan Changing the Future of Aomori

③景観・観光まちづくりセミナー

H29から十和田市休屋地区において、環境省や十和田市、さらに地元住民と一緒になって景観について考え、空き家・空き地対策として景観実証をするなどまちづくりを現場で実践する取組を行ってきました。

これらの取組を通して、空き地・空き家対策、資源から考える風景づくりついて考え、理解を深めるためのセミナーを 平成31年2月22日(金)に開催し、市町村等から26名が参加しました。

セミナーでは、エコロードフェスタ等の取組においても助力を頂いた、東北大学IRIDeS 学術研究員の小林徹平様をお招きし、「地域の価値と景観について」をテーマにご講演頂きました。

講演では、各自の馴染みある1つの風景を3つの視点(体験)から書き出すという演習も行われ、周りとの意見交換を通して、景観や観光の意識啓発が図られました。

● プログラム(14:00~16:00)

- 1. 開会挨拶(14:00~14:05)
- 2. 講習·講演 (14:05~16:00)

地域の資源を考えてみる

「(仮称)地域の価値と景観について」

- 講師:東北大学IRIDeS学術研究員 小林 徽平氏
- ・十和田湖畔で「今」起こっていること・考えていること



講師プロフィール:風景屋 ELTAS代表。限界集落ナミイタ・ラボ発起人。 東日本大震災以降、被災地の石巻市で復興まちづくりの将来計画に参画 して官民連携のまちづくりを実践。平成29年度から十和田湖休屋地区で 景観・デザインの専門家として地域に入り、空店舗を借りながら勉強会 や景観実証、マルシェの企画などを実践中。

セミナープログラムと講師プロフィール



セミナーの様子①



セミナーの様子②



セミナーの様子③



↑ 企画されたマルシェ





企画された勉強会 → 🗇



3. H31 の新規事業について

(1)あおもり景観・観光まちづくり推進事業

〇青森県の現状と課題

本事業における背景は H 2 9 , H 3 0 で実施した「あおもり景観資産 向上事業」と同様に、県内観光地で空き家・空き地が増加して景観が悪 化していることがあり、併せて、県内市町村の景観行政団体への移行が 低迷していることがあります。

しかしながら、H30 までの成果として、景観ガイドライン等により景観の 規制誘導を図るとともに、国や十和田市、地元住民と連携して廃屋を利 活用するなど、景観・観光まちづくりへの芽を見出すことができました。

本事業は H31, H3 2の2ヶ年計画となっており、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの実現や、景観に配慮した空き家・空き地の再生を実現する持続可能な仕組みの確立を課題としています。



景観規制と景観まちづくり組織による 再生事例 (三重県伊勢市)

〇来年度からの取組

本事業では、県内有数の観光地である十和田市休屋地区において、景観やまちづくりの手法を導入して、持続可能な観光地再生モデルを創出するものです。

<u>持続可能な観光地域づくりの創出【環</u>境省・十和田市連携】

空き家·空き地を活用した景観実証と利活用方策の策定(H31, H32)

・ 景観ガイドラインに基づいて空き家等を活用した景観実証を行うとともに、行政(環境省・県・市)と民間、地域 住民と連携して空き家・空き地活用プロジェクトの計画策定を行います。

観光地の良好な景観形成を実現し、持続可能な観光まちづくりを実現する方針の策定(H31)

良好な景観形成と観光地域づくりを実現させる持続可能な仕組みを作るため、まちづくりの手法であるエリアマネジメントについて財源方策も含めた実現方針を策定します。

県内全体へ波及させる取組

景観・観光まちづくりフォーラムの開催

・ 景観・観光からまちづくりを実現する取組を県内市町村へ普及・展開することを目的として、市町村職員や観光関係者などを対象としたフォーラムを開催します。

②縄文遺跡群周辺景観形成事業

〇青森県の現状と課題

平成30年7月に北海道・東北の縄文遺跡群が世界文化遺産国内推薦候補に決定し、同年8月には国から、世界遺産登録に向けて縄文遺跡群の緩衝地帯 (バッファゾーン) に景観計画による景観規制を実施するよう指摘を受けました。 県内の対象となっている市町では現在、緩衝地帯の景観計画・規制がない状況であり、早急に景観計画の策定及び景観条例による規制を行う必要があります。

既存の人工構造物をすべて排除することはできないという現状において、ICOMOSの審査をクリアできるような、全遺跡統一で具体的な景観規制の設定が課題となります。



北海道・北東北の縄文遺跡群



〇来年度からの取組

本事業では、世界遺産登録に向けた景観規制について、縄文遺跡群全体としての統一的な考え方のもとに、各地域の状況を踏まえながら世界遺産登録の基準を満たす景観基準を検証します。

緩衝地帯の景観形成モデルの策定

具体的事例に基づく緩衝地帯の景観規制方策の検証

・緩衝地帯における建築物・工作物の高さ規制、建築意匠や色彩など現地調査を踏まえたうえで、景観指標をもと に規制方策を検証し、景観形成モデルを策定します。

世界遺産登録と現実的規制を両立させるための有識者からの意見聴取と規制方策の検証

・緩衝地帯の範囲設定、規制内容について、ICOMOSの審査を通す視点から、前審査委員などの有識者への意見聴取を行うことで検証します。

景観計画・景観条例による規制の実現

景観計画の策定

・モデル事例をもとに、緩衝地帯及び市街地も含めた市町での景観計画策定を支援します。

景観条例の制定

・ 景観計画に基づき、市町において景観条例を制定し、緩衝地帯を含めた規制を実施することで、良好な景観形成の実現を支援します。

【編集後記】

青森県では、十和田市休屋地区において、良好な景観を形成するモデル事業を行ってきました。今年度は、昨年度の実績から景観ガイドラインを作成し、エコロードフェスタにて一の宮周辺の交通規制やマルシェ等を社会実験として実施しました。あわせて、これらを踏まえたモデル事業としての成果をセミナーという形で県内市町村へ紹介することができました。

また、今年度までの「あおもり景観資産向上事業」の実績を踏まえた持続可能な観光地再生モデルの創出事業である「あおもり景観・観光まちづくり事業」と、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた「縄文遺跡群周辺景観形成事業」について、来年度からの県内の景観向上の取組として情報提供させて頂きました。

今後とも、青森県の都市計画・景観・屋外広告物行政の推進につきまして、ご理解・ご協力の程よろしく お願い致します。

最後に、皆さまの今後のご活躍を祈念しております。

発行:青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

住所: 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電話:017-734-9681(直通) FAX:017-734-8196

青森県庁ホームページアドレス:http://www.pref.aomori.lg.jp/